

第5回

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年4月9日（木）

午後2時59分～午後5時6分

場所 県庁6階 第1特別会議室

（午後2時59分 開会）

1. 開 会

○委員長 それでは、定刻になりましたので第5回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

まず事務局のほうから配付資料の点について。

○事務局 次第に加えまして今回お手元に4種類の資料を準備しております。

委員から提出がありました「第三者委員会において検証すべき論点」の資料。

2点目に、委員より提供がありました「論点整理メモ」。

3点目に、委員より依頼のありました「在日米軍・海兵隊の意義及び役割(フラットファイル)」となっています。

4点目に、沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団体より、当委員会へ「現場視察の緊急要請」を昨日受理いたしましたので、それをご提供したいと思います。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入る前に、委員から勉強会の件について、ご説明願えますか。

○委員 議事に入る前ということで、ご案内というか、今までこれまで議論していく、なかなか込み入った問題など、はっきりわかりにくい問題がありますので、任意での勉強会を私ども考えております。弁護士3人が企画していますので、お声かけをしますので時間が合えばいらしていただきたいというスタイルでやりたいと思いますので、ざっくばらんな意見交換をしようということでございます。追って個々にメール等でご案内があるかと思いますので、時間があればご参加をお願いしたいと思っております。

2. 議事 検証作業の論点等について

○委員長 という形で勉強会をしながら、深めながらやっていきたいと思っております。

続いて、きょうの論点の整理メモ、これは4回までに出たものをもとにしたものだと思いますが、委員からお願ひします。

○委員　●●のほうから報告いたします。論点整理メモ（第5回資料）ということで、本日付で作成したものです。

これについては、前回、前々回と同様に、逐語録の中から私のほうで拾い上げた論点もしくは意見について、各委員の分をまとめさせていただいて、論点整理ということでそこに落とし込んだものです。

ご報告いたしますと、第4回では委員のほうからは、承認書別紙の記載の主体は一体誰なのか、県が認めた意見というふうに理解していいのかというご指摘や、有識者研究会最終報告でのジュゴンの行動阻害の記載があつたけれども、これについて報告書はいつ入手したのかということのご指摘。あとはジュゴンの数が減少してきたことをどう考えるかというご指摘がありました。

最後のほうに潮流についてのご説明がありまして、おおむね適切かということですけど、スケールを小さくしていくばさらに詳細な検討が可能だけれど、実際、それが現実性があるかどうかというご指摘があつたかと思います。

委員につきましては、この間の論点整理の関係の中でもありましたけど、名護市長意見をどのように考慮するのかというご指摘がございました。

また、前回お配りいただいた資料の中で、外来種等については1次、2次で止まっていて、3次、4次回答には記載がないということのご指摘と、それがないことをどのように評価するのかというご意見がございました。

きょうも議論になるかもしれません、意見聴取については土木建築部や海岸防災課からの意見聴取が必要だろうというご意見がございました。

上物論につきましては、2号要件でやるのがいいのかどうかという前回同様のご指摘がございました。

それから重ね合せ図で見ると、長島にかかるのではないのかということ、その場合の潮流の影響等についてのご指摘もございました。

委員につきましては、承認書別紙の中で具体的に言っている箇所とあいまいな箇所というのがあって、これは2号要件のことかなということで、私の判断で（2号要件）ということにさせていただきました。

具体性がない箇所については、根拠は何なのかということのご指摘や、書面にないところは別の専門家を活用するのか否かというようなご指摘もございました。

また、防衛局は「専門家の意見を聞いて対応する」と答えているところが多々あるわけ

ですけど、これについては信頼性をどのようにみるのかというご指摘がございました。

また、埋め立てによって、いずれにせよ失う利益というものがあるのだけれども、それについての考慮というのは、常に必要だろうというご指摘がございました。

同様かと思いますが、地域の重要性と保全の必要性というのは関連してくるということです。

あとはジュゴンのエサになる藻の種類、細かいところですけどそういう知見についてのお話がございました。

委員長については、有識者研究会最終報告の内容を検討するべきかどうかというご指摘があったのと、判断する資料がないのに判断したことの適否、この点についても検討する必要があるのではないかと。

上物論につきまして、埋立後の施設の用途が決まっている場合について考える必要があるのかということ。

主にジュゴンだと思いますが、個体数が少ない場合にそれは希少性があると言えるのかどうか。ジュゴンに必要な藻の量というのは、科学的に明らかになるのかならないのか。海草と藻等を移植するという指摘があるけれども、それは現実的に可能かどうかということです。

委員につきましては、まず方法論ですけれども、検証対象については承認書別紙の内容審査の適合性ということで、これはおおむねの一一致を見たのではないかと思っております。それについて、これまでのアセス知事意見や環境生活部長意見との対比をしながら考えていくという方法があるだろうということと、この別紙にない事項については、ここでどのように論点を挙げて、どのように検討していくのかというご指摘がありました。

個別論点について、3号要件については、該当し得る計画についての検討を今後進めていくというご意見がございました。

2号要件については、今県に作成をお願いしている補正評価書意見書、知事意見書、環境生活部長意見書等の対比表の中から、問題事項をピックアップしていく方法がいいだろうというご意見がございました。

また、承認書別紙を検討対象にするわけですけど、そこで立てている要件などそういうことがそれで適切なかどうかという点も必要ですし、客観的な事実から要件が充足するかどうかということも考える必要があるだろうというご指摘がございました。

私のほうとしては、ほかの委員の方もご指摘があるのですが、承認書別紙の記載の元資

料がどこなのか、それは今回ご回答があつたものかと思っています。

これも今回ありましたが、1号要件に関連して、防衛省が出している在沖米軍海兵隊の意義及び役割について、相当程度、複数回、2回にわたる県側から防衛局への意見とそれに対する回答があつて、それを踏まえて1号要件を検討したのかどうかということです。

あと3次4次回答については、環境生活部から意見が出ないということになったのは、この検討方法を考えなければいけないという指摘と、要件を充足しているかの判断ではというの、知事の判断過程において、間違っているという指摘をするというよりは、本当に十分に配慮したと言えるのかどうかというのをこの検証委員会で考えていくのが必要なんじゃないいかという意図で発言したものです。

上物論については、複数の考え方があり得るのではないかということは指摘させていただきました。

3ページ目からが前回から出しています論点について、黒太字が第4回で出た意見ということで、それ以外のものは普通の文字にさせていただきました。

何々意見と書いてあるものについては、4以外については一番後ろのほうにフォントを小さくさせていただいて、第2回、第3回のものを入れさせていただきましたので、そこを参照していただければよろしいのではないかということとして、意見が結構多くなっているところは関心事が多いところということがわかるのではないかというところです。

論点にするかどうか別として挙げさせていただいたのは、4ページ目に新たな項目として、名護市長意見との関係と、委員のご指摘を2号要件に、これは3号要件でも出てくるかもしれません、考える必要があるのではないかということと、有識者研究会最終報告をどう考えるかというところの委員長、委員のご意見がありましたので入れさせていただいたところであります。

さらに、論点というのは、個別の検討過程なので、前回もう少し検証方法についてもご意見がありましたので、5ページの一番下のほうから全部太字ですけども、確認の意味も含めて書かせていただきました。

まず第一義的に、検証対象は承認書別紙（普天間飛行場代替施設建設に関する公有水面埋立の経緯No.2）の中の資料29についての内容適合性の判断でしょうと。この中で元資料の確認が必要でしょうというのは先ほどの指摘です。

これについて知事意見等の対比をしていくことと、それ以外についての客観的な問題点や、事実から導き出せる「十分に配慮」であるなど、「必要かつ合理的」というところの

審査があるのではないかということです。

それについては、まずはこれも先ほどお話ししましたが補正評価書等との対比、そこから問題点をピックアップしていく方法と、さらに書面上明らかにならないところについてのヒアリングです。対象者をどうするのかというご指摘は委員からいただいているところで書かせていただいて、ヒアリング事項というのでも書かせていただいたと。

委員からご指摘のあった他の専門家の活用の有無というのも、方法というところで挙げさせていただきました。

7ページ目以下は参考資料で、先ほど言いました第2回、第3回で指摘のあった意見を参照できるように入れたものでございます。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。今のご報告について何かご意見あるいはご質問ございますか。

○委員 委員ご自身のご発言の説明の中で、別紙の記載の元資料は今回提出していただいていたというような意味合いだったのではないかと思いますが、どれを見ればよろしいでしょうか。

○委員 僕の理解では、事前にメールいただいたもので、きょうお配りいただいている2枚もので、「承認起案文書別添資料の出典」というのが元資料だというように理解しているのですけど、事務局に説明をお願いしていいですか。

○事務局 土木建築部のほうに確認しましたところ、別添資料というのは、承認申請書の中の第7章、環境保全措置の部分から抜き書きしたものであるということでしたので、その部分に書いてあるページを示しております。

○委員 これはCDのことですね。

○事務局 そうです。CDでお配りしているものになります。

○委員 逆に言うと、防衛局の見解がそのままここに載っているということですよね。

○事務局 土木建築部はそれを書き写しただけで、意見を込めてないということです。

○委員 書き写しただけで意見は込めてないということですね。

○委員 わかりました。

○委員長 CDはこんな感じでペーパーにしますと入ってますので。

ほかに何か。

○委員 これは蛇足でございますけれども、今の別添資料の出典でございますけれども、ここは環境保全措置ですので、3号要件に関しては別添資料は何もないのですよね。

そういう意味で、まさに防衛局の出した環境保全措置のほうからのコピーであって、そこに書いてないということで、3号関係はあの別添資料には何もないということで、3号と全て「適」とした根拠はあの書類では読めないと。なぜ「適」としたのかは読めないとということです。

それは私のほうで提出させていただいたメモのほうにもそのあたりを示させていただいきたことは、念のため申し上げておきたいと思います。

○委員 3号の話が委員から出ましたので、個人的に考えていることを申し上げたいと思っていますが、委員がおっしゃるように、3号については特段の別添資料もないでの、どういう根拠で承認に至ったのかというのがあまりはっきりしないですね。とりあえず3号は比較的問題点がはっきりしていますので、次回に担当に来ていただいて、そのあたりの説明を聞きたいというふうに思っています。

1号、2号、3号とありますが、1号、2号はもう少し詰めをして聞いたほうがいいだろうと思いますので、順番的には次回あたり3号を担当の方に来てもらって聞いたらどうかというのが1点です。

聞く内容については、ある程度私どものほうで個人的に整理しているものもありますので、それを踏まえて聞くという感じでどうかと思っています。後でお配りする段取りですが、主に法律論的なところがメインなので、私ども弁護士サイドがある程度分担して聞いたほうがいいのではないかと思って準備しておりますが、要点は手続的な面と3号の解釈で法律に基づく計画という概念があまりはっきりしないですね。ところが土建部のほうは一定の解釈を立ててやっていますが、その根拠、どういう根拠でそういう解釈が立てられたかというようなことなどです。

すみません。中身に入ってしまいますがないですか。

○委員長 どうぞ。

○委員 このペーパーをご覧いただけますか。私のほうから続けて説明しますけども、3号は条文的には「土地利用又は環境保全に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の法律に基づく計画に違背せざること」ということで、法律に基づく計画というのがあった場合に、それに違背してないということを免許の要件、禁止基準ということでやっているのです。

そこで、従前から少し出てきますが、どういう計画が関連するかというと、下の第3にあります①生物多様性の国家戦略から始まって⑦宜野座村の景観むらづくり計画まで関連

するものとして今まで出てきております。

今回はつきりわからないのは、法律に基づく計画とし得るのはないというか、それに違背したものはないということになっているのですが、具体的な理由はあまり示されておりませんので、①から⑦についてどういう基準があって、どういう理由で当たらないということになったのか、あるいはそのあたりの審査がきっちとされたのかどうなのかなど見えませんので、そこを直接お聞きして、承認審査の過程について、こちらで検証する必要があるだろうということあります。

概要は以上のとおりでございまして、このペーパーはおおむね聞きたいようなところを整理したものとお考えいただければと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

ヒアリングをする場合に、この委員会で一番最初に聞いたような形で聞くというのもあれば、期日外で聞くということもあると思うのですが、これは現時点ではどういうふうに考えていますか。

○委員 次回、この委員会に担当の土木建築部に来ていただいて、ここで直接聞いたらいいのかと。時間的にはそんなに長くはかかるないだろうと思いますが、質疑も含めて1時間程度では終わるのではないかと思いますので、1時間程度聞いていただいて、残り1時間はそのほかの議論でもいいし、この議論の続きでもいいしということでどうかと思っています。

○委員長 そうすると、これは大体3号関係のヒアリングはそのときあたりで終わるのではないかというイメージですか。

○委員 主なものは土木建築部のほうに聞けば大体終わるのではないかと思いますが、まだ問題が残るとすると、環境生活部の自然保護課も担当部署になっている部分がありますので、もしかしたらそこのほうから説明が必要なこともあるかもしれません、今のところは次回、土建部から話を聞けば大体終わるのではないかとは思っています。

○委員長 少し話がいろいろ飛ぶかもしれません、今の次回の委員会で3号要件についてヒアリングを行うという点について、どなたかご意見ございますか。

○委員 とても大事な点ですので、委員がおっしゃられるように、3号要件はある意味ほかに比べれば構造的にわかりやすいので、そこから着手することはとてもよいのではないかと思うのと。

あと1つ、主要なポイントは全部押さえられていると思うのですが、マイナーなポイン

トではあるのですけれども、私があと1つ気になっておりますのが、①から⑦のほとんどは名護市からの指摘だと思います。

名護市長意見でこういう提起があったのに対して、防衛局には、それについてどう思うかは聞いているけれども、防衛局の回答を名護市はどう思うのかという形のやりとり、名護市とのやりとりをやってないというマイナーではあるけれども、やはりこれは地方分権というようなことを考えると、名護市長と協議をせずに判断をしたのは、それで妥当と考えた理由は何かというのは、ぜひヒアリングをしたいと思うところです。

○委員 わかりました。委員はじめ、ヒアリングで疑問点を直接お聞きいただいて十分結構だと思いますので、そういう問題点があれば、ほかの問題点でも結構ですので、後でメールで回していただくなり、次回、こちらでお聞きいただいたりということでやっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長 ということで、それでは、これは実施をすることはもうそれでよろしいですか。

(異議なし)

○委員 あとはどなたに来ていただくかというところですけど。

○事務局 ●●ではないかと思っています。

○委員 そうですね。●●さんが一番詳しいですから。

○事務局 このペーパーは事前に見せてもらよいいでしようか。

○委員長 どうですか。作成者のご意見としては。

○委員 私のほうで、もう少し渡す用のものをつくりますので、それをお渡しいただけますか。

○事務局 はい。

○委員 では●●さんということでいいかな。

○委員 ●●さんが全般的にご理解されているのは、前に聞いて理解したんですけど、その下で各号に分かれて検討しているものなどは全然把握していないと。

○事務局 詳細については把握していないと。●●では不十分という場合があれば、●●の部下だった人も。

○委員 そうですね。3号を主に担当した人がいればその方にお願いして、●●さんとプラスアルファの方という感じでしょうかね。

○事務局 ●●は今回の人事異動で●●のほうに異動しています。

○委員　　当時のことを聞くだけですから。

○事務局　　わかりました。

○委員長　　今の関連ですと、その当時かかわった人で、今おっしゃった例えば3号は誰がメインでやった、2号は誰がやった、1号は誰がやったという方がおられるのであれば、なさった方たちの名前を事前に調べていただきて、出していてもらっていたほうがその後のヒアリングの対象者を検討するのにいいと思います。

○事務局　　はい。

○委員　　海岸防災課で担当されたのは、●●さんに加えて、●●さん、●●さん、この3名であるというふうには伺っています。ですので、その3名の方々が、今委員長がおっしゃられたように、それぞれどんな役割を果たしていたのか、それはこれからのヒアリングを効果的に行っていく上で。

○事務局　　3号に関してということですか。それとも全般的に、1号、2号も含めて。

○委員　　もし役割分担されていたとすれば、それぞれどんな役割なのかわかれば、これからのヒアリングを的確な方にさせていただくためによろしいのではないかと。

○事務局　　わかりました。

○委員長　　では、それは次回この委員会の場でやるということで決定します。

それでは、事前にヒアリングをする方たちに対する文書など、そういうものの準備をお願いします。

○委員　　わかりました。

○委員長　　そろそろ私個人的には、ヒアリングの予定をどんどん入れていく必要があるのではないかと考えておりますけど、委員の中でこういう問題に関してヒアリングをしたいということを、現時点で具体的にお考えの方はおられますでしょうか。

委員から多少質問事項等も入った論点ごとの整理をしたものが出ておりますので、その辺の関連で委員何か説明することがございますか。

○委員　　事前に委員の皆さんにはお届けしましたが、若干手直しをしたものですから今回改めて改訂版を、今まで皆さんに配付させていただいた12の論点のそれぞれについて、アセスの段階ではどうだったか、埋立承認審査の段階ではどうだったか、どこにどんなことが書かれているのか、百条委員会で検討されたものもありますので、それらも含めて全部整理した論点整理メモというのを、きょう配付されたものの1番でございますけれども、それぞれの論点について2ページずつまとめてありますて、検討要件の1号、2号、3号

のどこにかかわるのか、名護市長は何と言ったのか、環境生活部は何と言ったのか等、それらを踏まえて基本的には時系列で整理して、どこに問題がありそうかと。それらを解明するために、担当の方にこういう質問をしなければならないのかというようなところを整理させていただいたわけです。

それぞれの論点、審査に当たった部署の担当の方が中心になると思うんですけれども、例えば、きょうの資料の6番ですが、埋立土砂発生区域の選定理由についての検証というものがあります。これは辺野古ダムの周辺で200万m³の土砂を採取するということで、面積としては30haを超えるところの開発行為、土地の形質の変更に当たる、山を切るわけでこの辺は都市計画法に基づく開発行為になるはずだと私は思っているのですが、そうだとすれば県と事前協議が要るのかどうなのか、開発許可が必要なのかどうなのか。

実は、ここは米軍の資料では、兵舎をつくるという計画がいろんな図面で見えているわけですけど、現在の埋立申請の中ではそうではなくて、単に土を200万m³とるということになっているのですが、それでも開発行為だろうと。

そうなってくると、県との事前協議がどうなっているのか、開発許可が必要ということになると、許可をするのかしないのかという議論になってくるところがあります。

この6番について、実は法律的なところですが、事前協議が必要かどうかなど、あそこは都市計画調整区域でもない全くの白地になっているところのようござりますけれども、そのあたりの事実関係など問題点に切り込むようなヒアリングは、この委員会として位置づけてやらないといけないと思っていますけど、その前段階の法律の解釈はどうなっているのかなど、事実関係については、適宜詰めていく段階ではヒアリングさせていただいていいのではないかという形でやっております。

今回の資料の最後に書きました質問は、これは瑕疵があるなしの論証にかかわってくるような論点だと私は思っておりますので、その辺は正式に位置づけたヒアリングのほうでお聞きするのがよいかと。その前の法律がどうなっているのかという形で論点を整理していくところは、個々に質問してよいかと思っております。

そのあたり、事後承認を求めるような形になりますけど。

○委員長 今のお話だと、これはヒアリングの問題というよりか、むしろ今の疑問点をおそらく土木建築部でしょうから、そちらのほうに確認をしてご意見を求めるということが先になりますかね。

○委員 確認をした上で、初めて論点として上がってくるというふうに考えています。

○委員長 それが全て必要ないということになれば、論点には上がってこないという形になるわけですね。

○委員 そうですね。それはオーケーということであれば論点ではなくなってきます。

○委員長 そういう意味ではね。

ただ、環境では問題なのでしょうね。大きな改変ですのでね。

○委員 もちろんです。そのあたりでふるい落として、これは論点としては筋がよくないのではないかと思うものは、早目に落としたほうがよろしいかと思っております。

○委員長 今の点、質問事項のような形で委員がまとめられますか。

○委員 法律についての質問ということですので、これは特に問題なく、ここでは都市計画法上はどういう位置づけになっているのか、その位置づけに基づいて、この規模ですから開発に先立って事前協議が要るのか要らないのか、事実関係を聞いていくだけだと思っておりますけど。

○委員長 その辺について、委員考えたことがありますか。

○委員 今のは見解はもう少し検討させていただいて、法律的な見解を述べたいと思うんですけど、委員のきょうのペーパーの「論点整理メモ改訂版」で、どこを見ればいいかということで、例えば2ページの名護市長意見で、「強い懸念を示していた（名護市長意見に対する見解2-6/22ページ）」というのは、我々がいただいている経緯に関する資料No.1のほうの25というところに、名護市長に対する見解ということで防衛局から出しているのですが。

○委員 見解となっていますので、これは防衛局の見解ということで、防衛局の回答を見ていただくと2-6/22ページにこれは書いてあるということです。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○委員 名護市長意見そのものではなくて回答のほうで、そうすると左右対照して見られますのでそちらを使ってください。

○委員長 ほかに何か。

○委員 ヒアリングという言葉が当たるかどうかわかりませんが、やはり私はまだ承認書の中身について明確にしたい点がいくつかありました。

前回もNo.29というのが承認における1つのセットの資料であるというふうに確認できたのかできないのか、そんな発言をしたのですが、承認書とそれから留意事項、案もつけられておりますが、その後で内容の審査がいくつか書かれております。そしてしばらくたつ

たあとに先ほど話題になりました別添資料が出てきて、出典に関する議論がありました。

ただ、この審査内容のそれぞれ必要理由なり審査事項が非常に項目が多く書かれておりますが、まずこの項目がどういうところから出てきたのかがわからなかったのです。

例えば、6-1-6の承認書の内容審査の最初のページを見ますと、埋立の必要性のところに6項目審査事項が書いてありますとして、その根拠として、これは通達でしょうか、ある書類の番号が振っています。この通達の中身を見ても、この項目に100%合致する文章は出てこないのです。そうすると、この審査事項というのは、どなたがつくられたのか。それに伴ってその次のさまざまな記述がかかわってきますので、どういう理由でこの審査事項がつくられたかというのは知りたいところでした。

次は、それに対応して、先ほどの別添資料の出典ともかかわるのですが、同じページの免許禁止基準の7番については詳しい別添資料が付けられておりまして、先ほどきょう提出いただいた資料を見なさいというふうに説明をいただきましたが、なぜ7番だけが取り上げられているのかが知りたくなりました。

つまり7番は「適」という判断でした。ほかの項目も「適」です。なぜ7番だけが詳しく取り上げられて説明されているのかということについても、お聞きしながら議論を進める必要があるのでと思いましたので、この承認書そのものの構造がどういう根拠でつくられてきたかというあたりをもう少し説明いただくと、我々も議論しやすいのではと思いました。

○委員 今の委員のご質問で、審査事項というのが、例えば必要性であれば6点挙がってますけれども、この6点は国土交通省の外郭団体がつくっておりますマニュアルの中にこれがそのものばかりであるのです。そして県はマニュアルをコピーしたというのではなくて、おそらく国土交通省、その当時であれば建設省と運輸省から出た通達に従って、行政手続法が施行されたときに、埋立審査に関しては必要性はこの6項目という形で、まるごとそれを移し替える形で設定していく、これは全国一律にそういう形でやっているということで、それを沖縄県も審査基準とするという形で、埋立審査に関しては例えば必要性はこの6項目と。

で、その中で該当しないのがあれば線を引いて、これは判断の対象外だと。判断の対象になっているところは「適」と。「不適」のところはありませんけれども、「適」と書いてあると。そもそも出処はそういうことでございます。

○委員 根拠法令とは別のものなのですね。

○委員 根拠法令とは別といいますか、通達にも書いてないと思いますので、基本的にはあれはマニュアルですね。便覧というのが皆さんに配られていると思いますけど、便覧をご覧いただくとその中に出てる。それと全く同じ。

○委員 そうですか。

○委員 埋立の実務便覧というのがございますよね。それに載っているものでござります。

○委員 これはどなたか持っていますか。

○委員長 県が41年ごろに基準化した形になっていますね。

○委員 この便覧の400ページあたりに書いてありますけど。

○委員 実は私通達だけ見てきて、その前についている便覧を見てこなかったというより探しなかつたので、今のような質問をしました。それは存在すると。

○委員 存在します。そのままで。

○委員 それが存在するとなると、その次の質問の、なぜここだけ取り上げたかというところはどうなのでしょうか。

○委員 それは見ないとわからないです。いかがでしょうか。

○委員長 委員の質問で、その問題はそのとおりで、あと実を言うと、まさしく委員がお話をされたのが本質じゃないかと思っているのですけど、「適」としたものとの判断根拠に、先ほどの防衛局から出てきたいわゆる元となった資料がありましたね。あの部分を引いてくることによって、そしてこれについては「適」になりましたという形の判断の仕方をしているように見えるのです。

そうすると、あの資料がそもそも信頼に足るものかどうかというところを、どこで県は判断したんだろうということになるんじやないか。

例えば、これは前回の委員のご指摘にかかるてくるのですけど、こんな具体性のないもので、なんでそれが判断できるのかという形の疑問がそのまま来ると思います。

そうすると、この「適」「不適」あるいはそういうものの判断というのは、本当にどこで判断したんだろうと。

それからそういうふうなもので、7番はもしかして、そこの記述が多かったのではないかという気がするのです。要するに元となった防衛局の出した書面の部分がそうなのではないかという感じもするのですけど。

○委員 7番というのは、2号の7番ですか。

○委員長 そうです。

○委員 2号の7番というのは、今回の件にかかわりそうなところなのですね。「環境保全も」にかかわるのが2号の7番だと、今ちょっと手元にありませんけれども、そう思います。ですので、7番についての記述が「適」であるにしても、非常に詳しくなります。というのは、ほかの号はあまりどんぴしゃで該当するものではなくて、7号に「適」であるというのが一番問われるところで、一番詳しくなっています。

○委員 一番詳しいのではなくて、今7番という数字を申し上げましたからそれを使いますと、1番から6番までについては資料がないわけです。それはもう言わずもがなというような意味合いで捉えるのでしょうか。

○委員 それで「適」としているわけですから、説明が十分ないということですけれども、7号にかかわるものが、やはり一番議論になるので、防衛局のほうも当然のことながらそれについていろいろ書いていると。したがって添付資料のほうも7番関係が増えるという形になるのかと思いますけれども。

○委員 そうすると、7番について詳しく説明をしたのは事業者なのですか。

○委員 事業者だと思います。それは添付資料の話ですか。

○委員 そうです。

○委員 添付資料は、元々来ていて、また、もちろん県の審査を担当された方も7番が一番の目玉だと思って、7番は事業者はどう説明しているのだろうかと、そういう見方で見ていると思います。

○委員 そのような質問は出されていたでしょうか。まだ探し切れていません。

○委員 事の性格上1番からずっと並べると、7番がもっとも重要と思われるという判断を多分審査の方はされたんじゃないかと思いますけれども。審査事項を並べてみると、おのずと今回の件に一番該当するのは7番だと思われる、それは自然の成り行きかと思わないわけではありません。

○委員 そうすると、ほかの項目についても同じですね。全ての審査項目が説明されているわけではありませんから、今回の案件に対して重要な部分を説明していただいていると。

○委員 そういうふうに思います。

ですので、先ほども申し上げましたけど、3号関係は全くないのです。それは事業者の文書の環境保全措置というのはアセスから来ているのですから、アセスは実は生物多様

性の保全ということは、審査項目としては項目立てがそういう成立になってないのです。ですので、3号に該当する説明が全くありません。事業者も説明していないから出てきません。

○委員長 今のところは1号の話ですね。

○委員 ごめんなさい。

○委員長 でも理屈は一緒ですよ。

○委員 そういう考え方でこの書類がつくられてきたというふうに理解すれば、もちろんある程度納得できるわけですけれども、もう1つ、この29番の資料の後のほうには、環境生活部からの意見あるいは名護市長からの意見もつづられています。この2つの質問については、前に3次質問、4次質問でいろいろ答えていただいているわけです。それにもかかわらず、もう1回承認書で元のコメントをつけるという理由が何だったかがわかりません。

質問を出して回答を得られたのであれば、納得できるものであれば質問はなくなったことになるわけですけれども、それでもかかわらず大元の質問をもう一度ここにつけている理由は何だったかということがわかりませんでした。

○委員長 その辺はどなたか何かご意見はありますか。

○事務局 決裁文書の絡みで話をされているのですか。

○委員 はい。

○事務局 この中では承認してよろしいでしょうかという稟議を求める資料なのですから、別紙の資料で判断の根拠などを記しているわけですが、参考資料という位置づけで、例えば事業の概要や手続概要、それから関係行政機関の意見ということで添付しただけの位置づけだと思います。特にこれに基づいて判断した云々ではないのではないかと。

○委員 それと関連するものとしては、その後の前回少し話題になりましたA3横長の意見の推移です。それとも関係があるのではないかと思っていたのですけれども、そういうプロセスあるいは考え方方がわかれれば、議論もしやすいのではないかと感じました。

○委員長 ほかに何か。

○委員 次回、土木建築部の●●さんに来ていただくということになった場合、そのあたりの過程を、承認についている書類の関係で聞きたいところを聞いておくのもいいのではないでしょうか。時間的には制約があるので、ここで全部は聞けないと思いますけど、承認書に添付した書類の意味や、この作成過程など、そういう形式的なところは聞けるの

ではないかと思います。それは記録に残していてもいいのかと思いますので。

○委員長 1号、2号、3号というふうに縦に割る必要はありませんので、共通するものなど、そういうものもどんどん聞いていくというのはあってよろしいと思います。

○委員 主として先ほどの委員から提起された3号を中心であるとしても、それにとかわりなく。

○委員 そうですね。せっかくなので、これは中身というよりも作成過程や承認書に添付している意味は何かなど、きょう、説明があったように、別添資料は何章かの環境保全図書から写したものであるといったことを担当部署から説明してもらっておいたほうが、後々それを確認する手間が省けるというか、それを前提に議論ができるのかと思います。

○委員 そうですね。

○委員長 そういうふうに関連するものは全部聞いていくと。これに限るというふうに狭く考える必要はないと思いますので、それでよろしいのではないか。

先ほどの委員のおっしゃった6番の問題等ですけど、これはある程度事前に聞けるのでしょうか。要するにそういう手続的なもので。

○事務局 200万m³の土砂を採取することが開発行為に当たらないのか。当たらないならその理由ですね。もしそれが開発行為に該当するのなら、許可なりの行為が必要なのか、あるいはどういうものが必要なのかということは、調べてペーパーにすることはできます。

○委員長 それで十分ですか。

○委員 十分だと思います。都市計画法上の位置づけがどうなっているのか。手續面でどうかということがわかれれば。

○委員長 それは、国がやるような事業等については、そういうようなものがいる、いらないというような違いはないですか。

○事務局 この辺の開発行政について僕も詳しくはないのですけれど、法律がどの範囲を規制しているかどうかにかかるてくると思います。

○委員長 そうですね。

○委員 都市計画法が平成19年に変わっていますので、新しい都市計画法でどうかということ。国も開発許可の対象になっているのですけど、ただ、あそこは全くの白地なので、白地の場合はどういうことになるのかということです。

○事務局 都計法の規制はかかるないと思いますけど。

○委員 その場合どうなるのかということがありまして。

○委員長 これは確か賃借地ですよね。個人有地か名護市有地かはともかくとして、国有地ではないのではないか。

○事務局 名護市有地がほとんどみたいですね。山手の部分は。

○委員長 所有者のある土地を一方的に改変というのは問題ないのですか。

○委員 そこは問題になる可能性があるので、2次質問、2次回答あたりでやりとりがあり、これは前にお話ししましたけど、土砂の採取をする際に、例えば名護市からの借地だとすると、建物をつくるなどで造成する程度は賃貸の範囲に入るのでしょうか、そこから大量に土砂を採取することが果たして地主の同意なしにできるのかという問題は、法律論的にはあり得るだろうと思います。

つまり、そこを借地としてやっている場合に、土砂を採取してそれをいわゆる資材として使うわけですよね。そういうことが、現在結ばれている防衛局との賃貸借契約で地主が認めている範囲に入るのかというのは問題だろうと思います。

やりとりがあって、防衛局は借地契約上の条項で、増改築など一定の行為は許されているということがあるので、それでできたという回答をしているのですけど、はたして大量の土砂を取得して原状回復できないような状況になるところまで、この契約の条項で容認されているかということは少し疑問はあります。

○委員長 今の説明は、言葉を変えて言うと、賃貸借契約の内容が結論に影響してきますよということになるわけですかね。

○委員 これは仮に防衛局が言っているように賃貸借の範囲外ということになりますと、審査の中では地主の同意なしにやるという前提で、土砂の採取ができるという前提で承認をしているわけです。ところがその前提が誤りということになった場合、理屈としては土砂がそこからとれなくなるという可能性が出てくるわけです。土砂がそこからとれないとなると、ほかからとって来ざるを得ないわけです。

そうすると、これまで説明してきた土砂採取計画の全体が違ってくるということになって、土砂の採取計画で、例えば外来種の問題にも関連するし、ジュゴンの保護のために船の航行を抑えようということにもかかわってくるし、そういういくつかの項目に全体的に影響してくる可能性はあるだろうと思います。

だから、仮にそこでとることは法律的に無理ではないかという判断になった場合に、その影響がどういうところに波及するかというところが、もう1つ出てくる問題だと思います。

○委員長 今のご指摘の点は、県のほうから防衛局のほうに照会か質問のような形で出ている問題ですか。

○委員 そうですね。第2次回答の最後のほう。

○委員 委員が今ご指摘いただいているのは、No.29の一番後ろの23/24に資料がありまして、そこの2次質問の質問40とそれに対する回答(1)(2)(3)というところです。

○委員 私のほうで続けますと、23/24の質問と回答ですけど、質問は、キャンプ・シユワズ内の埋立土砂採取について、以下の事項をご教示いただきたいというのであって、1つは土地賃借人の同意は必要ないとの見解を示したことありますが、その根拠について。

次に、仮に同意が必要であればその根拠について。

それから、同意が得られない場合の対応策とその根拠についてという質問が投げかけられて、それに対する回答が右側にあります。

防衛局の回答としては、国と土地所有者間で結んでいる賃貸借契約9条において「乙(国)は、駐留軍の機密上等の理由によりやむを得ない場合のほか、本契約期間中、駐留軍が当該賃貸物件の全部又は一部を除去し、もしくは増築、改築その他の形質の変更及び立木等の伐採をする場合においては、あらかじめ甲(土地所有者)に通知する」と規定されているところです。この賃貸借契約書9条は、駐留軍が形質変更を行う際に、国は土地所有者に対し形質変更の通知を行うことと定めているだけで、相手方が同意、不同意を行うことを予定していません。

なお、土地所有者から例え同意が得られなかつた場合においても、賃貸借契約の解除時に賃貸借契約書第15条「乙は甲から原状回復の請求があったときは、原状回復に要する費用を返還時の価格に基づき甲に補償する」となっていることから、当該地が返還された際は、土地所有者の不利益にならないよう適切に対応するものですというふうになっています。

この「なお」以降はあまり関連性がないので置いておいて、問題は、防衛局の回答している賃貸借契約9条で、「増築、改築その他の形質の変更及び立木の伐採をする場合においては通知する」という、この中の何に当たるかというところになるのですけど、増築、改築などには当たらないので、可能性としては形質の変更というところでしようけれども、通常形質の変更ということは、造成をしたりそういうものを言うと思います。だからこういう大規模な土砂の採取、しかも、それを有価物的にいわゆる資材として使うことは、こ

こでは予定されてないのではないかという判断も十分あり得るだろうと思います。

そうすると、そこがどういう影響を与えるかということが大事な問題だと思います。次の問題だと思うのですけど。

こここの解釈は法律的な問題ですので、法律的にどう見られるかというと、これの中にいわゆる土砂の採取、しかも200万m³になるようなものを予定しているというのはちょっと難しいのではないかというように感じるところです。

○委員長 これは「駐留軍が」という言葉にかかったときに、当たるのですかね。

○委員 そこでもちょっと違ってきます。今回は駐留軍ではなくて防衛局が事業主体でやるのでそこも違うとは思うのですが、その問題とは別に、そもそも形質の変更というものが埋立用の土砂の採取という、しかも資材としての採取まで予定しているかという問題を見るとどうかということはあるのです。

仮にそういうふうにちょっと違うのではないかと一旦なった場合に、どういう影響が出てくるかということが次の問題なので、そこは各委員の意見を聞いた上で、問題がもっと発展するのかどうなのかというところを検討する必要があるのではないかというところです。

○委員 今の委員のご説明で、非常にこの問題が重要であるということが再確認できたかと思います。

私はこの問題を特に関心を持って調べようと思っておりますのは、1つには我々の第三者委員会というのは瑕疵の検証ということでやっているわけですが、瑕疵の検証ができる、知事がそれに基づいて職権取り消しをしたとしても、その後国がどう対抗措置をとるかということで、その対抗措置として、この間の事態で行政不服審査法を使いそうであるということがかなり見えてきたと思うんですね。

そうなった場合に、知事は法的な対抗措置がないのではないかという懸念があるわけなのですけど、そういうことからすると、私は瑕疵を検証して職権取り消しをして、その後想定された国の関与という、地方自治法に定められたそういう流れになっていくとは必ずしも言えないということになると、知事があらゆる手段で対抗すると言っているあらゆる手段になり得るかもしれないものを探る必要もあるのではないかと。我々の委員会としてもですね。

瑕疵を検証して、瑕疵はここにありますということで、そうストレートに行かない局面になってきたように思いまして、今委員がおっしゃられたような形で、例えばこれが事前

協議が必要、開発許可が必要ということになると、そこで知事が抵抗できる1つの可能性があるのかもしれない。そういうような観点も視野に入れながら、私はこの件をこの間調べています。やってみてだめということはいろいろあると思いますけれども、検討してみるに値するのではないかと、そういう観点からも思っている次第です。

○委員 委員がおっしゃったのは、この検証委員会の枠とはまた別の枠の話ではないかと思いますので、一応客観的にどうかということを我々としてはまず主に検討するということになるかと思います。

○委員長 そうですね。

○委員 1つの問題点としては提起できるのではないかということは、そこは1つあるかと思うところです。

○委員 今のは、要件はどこの話になるのですかね。

○委員 さっきも言ったように、結局、環境保全の関係に絡んでくるのでしょうかね。つまりそこから土砂をとれなかった場合に、外から持ってくるということになってくるので。

○委員 私のメモの22ページに、4条1項2号だろうということで書いておりましたけれども。

○委員 何ページになりますか。

○委員 きょう配付していただいた論点整理メモの22ページです。論点11でございます。該当免許要件は4条1項2号だろうと、具体的にはそこに書いてありますように植生、動物への悪影響。泥を剥いだ後どうするのかということが一貫して県との間で議論になっているのですね。

○委員長 それが4条1項2号の問題で論じられているのはそのとおりなのです。この環境の改変というのもありますし、動植物に対する影響というのも論じられていますし、それから赤土対策等の関連、いわゆる濁りの関連、全部論じられていますので、委員のおっしゃるとおりですけど、今の委員の話からしますと、これは所有権の問題で、言葉を変えて言うと、その借地されている土地の所有者の所有権の侵害という理屈に民法ではつながるわけですよね。

○委員 そうですね。

○委員長 そうだとすると、所有権に基づく請求ということは、所有者については成立し得るんじゃないかなと、そういうことですか。

○委員 そこは、この承認手続とは別の問題なので、それはそういう問題もあるだろうと思うんですけど、私が感じているのは結局、承認の前提になっている土砂採取場所が、この辺野古のキャンプ・シュワブの中からとるというのも予定されているんだけど、その土地所有者の同意がないととれないとなったら、そこからとれない可能性があると。

そうすると承認の前提となっている土砂の採取場所が全然違ってくる。そういうことによって、審査基準ではどこに絡んでくるか、何号に絡んでくるかという問題、今、委員からあつたのは、そうするとほかからとってくるということになってくるので、さっき言つたように外来種の問題や、それから船で運んでくる場合のジュゴンへの影響など、主にいわゆる2号の問題になるだろうと。

それから、多分土砂の関係で、土砂が確保できるかというような審査要綱もあるのでしようから、そこにも影響してくるかもしれません、主には2号ではないかと思っています。

○委員長 5号あたりは問題になりませんか。権利者との関係でできているかという、確か5号ではなかったでしょうか。

○委員 それは埋立自体の問題なんだと思うんです。埋立地あるいは埋立の海域に持っている権利者との関係ということではないでしょうか。

○委員長 名護市の漁港との関係で、確かにその辺あたりが論じられていたような気がするのですけれども、利害関係人との調整という項目ですけど、これはいわゆる水面の問題だけなのかということ、漁協の施設との関係の話もしていますので、どうなのでしょうか。

それから、これはいわゆる埋立条件が多少違ってくると県との間で変更申請を出して、その変更申請を認めるか認めないかというような論点がありましたけれども、美謝川なんかみんなまさしくそうですよね。そっちのほうの問題にもつながってくる可能性はあるのでしょうかね。

○委員 あるとは思いますね。そういうことは十分あり得るだろうなと。変更申請の要件など対象が何かという問題になってくるわけですが、そういうことは十分あり得るだろうと思うのですね。

だから、今の事務局からのお話だと、最終予定地の大部分が名護市の所有地ということになりますと、現状の名護市の方針からすると、同意が得られる可能性はかなり低いだろうと思われますので、現実的にそれを名護市が反対した場合に、本当にこの承認で予定したとおりの土砂の採取ができるかというのは、かなりクエスチョンマークがついてくるだ

ろうとは思うんですよね。

問題としては、そういうことがあると思うのですが、いわゆる承認の要件的には2号に絡むことが大きいのではないかとは思うのです。そこはまたもう少し詰めて検討する必要があるだろうとは思うのですけどね。

○委員長 この後段の、原状回復の規定があるからいいということは、法律的には通る議論ですか。

○委員 原状回復によって、損害賠償によって填補可能なものだったら起こり得るかもしれないのですけど、土砂の採取量にもよると思うんですけども、本当に形質の変更に当たらない程度のものすごい土を持って行くなど、形が変わってしまうということになると、ここにはあてはまらないのではないかという感じはしますけど、感覚的な感じです。

○委員長 それ以前に、元々改変する権利がないのに、元に戻せばいいでしょと言つて改変していいということは、実を言うと理屈になる。要するに元に戻すというのは、結果として起こったものについて、回復なり填補をしないといけないからやむなくやっていところであって、そういう措置をとれるから改変、改質をしてもいいというようなものはないのではないかという。

○委員 論理的にはなかなかそれでカバーするというのは難しいですね。つまり適法か違法かという問題ですので、あるいは同意なしにできるかできないかという問題ですので、後からどうこうということは、その時点での承認審査という意味ではあまり意味がないということでしょうね。

○委員長 土地区画整理法では、こういうものの形質の変更で解釈では入っているような気がするので、もしかして、やっぱり主体の問題ではないかということが一番大きそうな気がするのですけど。でもそれはある意味で相当大きな問題ですね。

これはやっぱりヒアリングですか。この辺は。

○委員 担当は建築指導課ですので、建築指導課にヒアリングはもう既に始めておりますけども、法的な関係です。あそこは都市計画区域外だと思いますが、1万m²以上だと開発許可が必要だというようになっていると思うのですが、そのあたりはどうなのかということを事実関係だけ確認しておきたいと思います。

○委員長 ほかに何かありますか。

○委員 事務局のほうに、この間からお願いしている補正評価書の一覧の進捗状況は。

○事務局 銳意やっているのですけど、次回の会合までにはそろえたいと。すみませ

ん。

○委員 今、2号要件の返答状況をどうするといったことがありましたので、その状況を知りたかったので。

あと記録を見返した中で、今後どうするのかは別として、委員の方にもそういうことではあるのは、この、経緯でもらっています書面のNo.1の資料19というところで、11月に知事への中間報告というのを行っていて、そこでは環境保全に対する対応については、環境生活部意見をもとに対応する、判断するという記載があるという事実です。

ヒアリングするのであれば、それを最終的に、どうしてこの中間報告書から次のようになってしまったのかというのがあるのと、あと必要性に関しても、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能という指摘があって、それだけで拒否するのは裁量の範囲外になる可能性が大という弁護士の見解ですけれども、政治的な判断により埋立はいらないとすることも1つの判断というような意見が出ているというところがありますので、議事録に残ると思いましたので、今後も、その点を検討しているということで指摘させていただきました。

○委員長 はい。

○委員 きょう配付されておりますけれども、前から現地視察をするかしないかということがあったかと思いますが、前回、私のほうでは、埋立の計画でいくと平島、長島にかなり影響が出るのではないかということで、私はメモも出させていただいていたのですが、今回の論点メモの中では、7番の平島、長島への影響、埋立による生活環境への影響についての検証というのだったのですが、最近、平島のほうの砂浜が変化してきていると、それはフロートのせいではないのかと。

つまりまだ本体工事は始まってないんですけども、海底のボーリング調査のためのフロート等によって影響が出てきているのではないかということで、きょうの琉球新報にもその記事が掲載されております。

そういう中で、第三者委員会にぜひ現地視察をしてほしいことがありますけれども、私はこれ以外のところでも現地を見ておかないと、論点として残す・残さない、その判断を行う上で、やはり見ておかないと、見て何がわかるかという問題があるのですが、見ないでどうこう言うのは非常にためらわれるところがありまして、その辺の現地視察をどういう形で行ったらよいのかということを、委員長にぜひご議論いただきたいなと思っています。

○委員長 今回の私の一番の関心は、県の担当者からどのような形でヒアリングをしていくのだろうかということで、実を言うと法律的な問題については、なかなかまとまらないけれども、一生懸命ああでもないこうでもないという形で検討しているのですけれども、環境関係で県の担当者の方にヒアリングということで何かご意見ありますでしょうか。

やはりこれも2号要件について、一番ページが割かれているように、これはもう避けては通れないし、それからあまりよくわからないのですけど、那覇空港に関すると、かなり環境保全対策が先行しているような、そういうようなニュース等を見るとイメージがあるので、こちらのほうに関しては全然見えないし、聞こえないのですけども、その辺なんかはどうでしょうか。何かわかりますか。

○委員 関係した話題で質問をするとすれば、この案件に対して環境監視委員会がつくられて検討を始めていますけれども、それ以前の状況はどうだったかということを知りたいのですが、計画をつくっていく段階でもそういう科学的な委員会は存在したのでしょうか。

○委員長 どうなのでしょうか。

○委員 補正評価書をつくるときに立ち上げたことはありました。

○委員長 有識者ですね。

○委員 その委員の方が多少ダブる形で今回の環境監視等委員会。その間にに関してはわからないです。

○委員 そうですか。

○委員長 委員にご質問したいのですけど、これだけの大型の海を埋めていくようなそういう事業のアセスも含めてやっていくときに、事前に専門家がかかわらなくて可能なのかというと、どうも不可能な気がしてしょうがないのですけど。

○委員 いくつかの案件にかかわってきましたので、自分自身がどれだけ貢献できただどうかという反省も含めてなのですが、やはり広い範囲の自然に改変を与えようとするわけですから、それなりの議論はしておくべきといつも思っていました。

それで、以前、豊見城の例で資料を見たりなどいろいろ申し上げましたけれども、豊見城の例でも、泡瀬の件でも、那覇空港の件でも、かなり早い段階で科学的にどういう問題があるのかないのか、保全措置がうまくいくのかどうかという検討はしてきたと思います。

そういう意味で、今回はどういう状況であったかというのを知りたいなと思って質問をいたしました。

○委員長 委員、この点について何らかの資料のようなものはないですか。あるいは防衛局の回答等の中に、そういうようにこういう専門の方たちにお願いしてやっていますという。

○委員 それは今まで読んでいる限りでは、補正評価書作成段階での有識者研究会からこういうようなアドバイスをいただいたということと、今の埋立承認の留意事項でも2番目にくっついている環境監視等委員会にいろいろ相談しているということが今現在進行形ですけれども、それが有識者、専門家に相談しながらという部分で、それ以外のところは今まで読む限りでは、こういうアドバイスをもらったという記述は見てないです。

○委員長 それとアセスを民間業者に依頼してやっていますしょ。

○委員 はい、●●さんです。

○委員長 あちらが専門家かどうかというのは置いておいて、それ以外にいわゆる専門家が関与したという記録上の形跡はないということですか。その補正評価書の前は。

○委員 ●●さんは、やはり専門家に相談したという形で、その相談はどなたが、やっぱり科学者として責任を持つためには自分がそこは書いたということが必要という形で、その名前を出してくれという要望は、環境NGOなどが再三やっていますけど、それは公表されていません。ただ、あれだけの作業ですから、それぞれの専門の方にヒアリングはしているというように思われるのですけど、そのお名前が上がってこないという状況です。

○委員 これまでの委員会でも私は述べているのですが、海草類の移植の問題です。これは前回も申し上げたのですが、防衛省のほうでは委員会があるみたいですが、県のほうはどうなっているのか、その辺をぜひ確認したいというので、きょう実は勝手に確認事項ということで、一番最初に確認したいのはMV22のジュゴンへの水中音響の影響です。これについて環境生活部や県の環境評価審査会でどういう検討が行われたのか、ぜひお聞きしたいと思っております。

2番目としては、宜野座沖、金武湾、この前は恩納沖の話もしましたが、記録で書いてあるのは、宜野座沖から金武湾で平成11年度に4頭、16年度までは1、2頭が継続して確認されたが、その後は確認されていません。こういうふうなジュゴンの変動について専門家というか、どのような議論がここではなされたのかお伺いしたいということです。

3番の海草の移植については、もう何回も申し上げておりますとおり、今回も別添資料の25ページの一番上のはうには「施設等の存在により藻場の減少に対して一番下の海草藻

場の拡大を図る保全措置を講ずる」となっているのですが、これを具体的にどうするのか。

つまり一番最初に申し上げましたように、県として主体的に取り組む体制を考えられているのか、それともこの文書が防衛局から出た資料をそのままやっているものだとすると、実施する担保というか、その辺をぜひ確認しておきたいと思ったのですけど。

○委員長 そうですね。まさしく実施されるという担保と言いますか、それはどこにあるんだろうということは、これは免許権者はやはり具体的に担保をとっておくべきという気はするのですけれども。

○委員 というか、少なくとも県側で専門家集団をやっぱりつくるというか、そういう審査会みたいなものが必要だと思うんですが、その辺が全然見えてなくて、その前は、この前も読み上げましたように、「代替施設の存在に伴い消失する」という24ページの一番下では、相変わらず「専門家の指導助言を得て可能な限り実施する」でくくられているのですが、今、示した25ページの一番上では「講ずる」と書いてある。

では、それをどうやって担保するのかというのを伺いたいというのが、これが私の確認事項として用意していたことです。

○委員長 そうですよね。この辺について、一般的にどういう形で担保されていますか。

○委員 今、委員がおっしゃった部分は、私もマーカーで印がついているのですけれども、この文書は事業者側から出された文書なわけですね。

○委員長 そうです。

○委員 言い方は悪いのですけれども、このような記述でとどまっているということは、あまり詳細には議論できていない、あるいは事業者サイドは理解できていないというようにしか私には読み取ることができなかつたのです。

そう考えると、専門家の皆さんのがかなり前からどのようにかかわってきておられたかについては、疑問を持たざるを得ないということになってしまいますが、過去に戻るわけにはいきませんので、今、しっかり対応してもらわないといけないわけですが、そのあたりはどうお考えかというところはしっかりと確認していくべきだと思っています。

○委員長 もう少し教えてほしいのですけど、今のようなお考えで、例えばそこにそういう記述がありまして、やりますということになっていると、通常でいうと今ごろはもう具体的な方策というのは出てきて、一部は実行に移されているなどといったそういうふうな流れになるのでしょうか。

○委員 辺野古の現状を考えたときに、もちろん調査の対象になる場所に何らかの攪乱が及ぶという状況であれば、これは作業しなければいけませんので、実行に移されていて然るべきだと思います。

そうでなくとも、方法は少なくとも議論されていなければいけないと思います。

○委員長 そうですよね。少なくともそういうものが示されていると言いますか、そういうような形にはなろうかと。評価書の場合には、そこまで具体的に言う必要はないのでしょうか。

○委員 環境保全措置としてジュゴンを回避する、ジュゴンがいたらどうするという形で、船が回避するなど、そういう仕組みを開発すると。本体工事をやる前にそれを実際に機能するかどうかトライしてみるという話があるわけですけれども、それが実際にまだトライはされてないわけですね。

絵の上ではこういう仕組みをつくると、こんな仕組みでやるということはありますけれども、その実証試験、それが実際に機能するかどうかの作業はまだやられてないと。しかし限りなく本体工事の着工は近づいているというようなことはある。今はその境目だと私は思いますけれども。

○委員長 ジュゴンの場合には、来るか来ないかという問題があるものですから、そこで動かないという、海草類やサンゴ類なんかは、もう動きませんので人工的に動かしていってという議論になっているわけでしょう。

そうすると、例えば極端な話をしますと、7月から本体工事に入りたいみたいなことを昔はずっとおっしゃっていたわけですけど、そういうような話になってくると、その保全策も本来的には具体化していなければまさしく担保のない言いつ放しという形になるのですけれども、それはそういうような理解でよろしいのでしょうか。

○委員 サンゴあるいは海草のような、委員長がおっしゃった自分で移動できないような生き物については、当然事前にいろいろな対策を練るべきだと思いますし、現実として、その対策を練ってきた案件も存在していることは知っています。ただ、今回それがどこまで実行に移されているかという情報は持ち合わせていませんので、ちょっとこれ以上のことはこの現場に関しては言えません。

○委員 先ほど委員長のほうから自然環境のほうへの影響について、何か取り上げるべきものは何かというお話を思ったと思うんですけど、そこで、この間議論がない決定的に重要な問題だと思っているのが、今回の私の論点メモの10ページですけど、論点の5オス

プレイについての検証でございますが、オスプレイがヘリモードで低空飛行した際に、高熱のエンジン排気がヤンバルの動植物に及ぼす影響、これを全く評価していないんです。

どこでも議論してないのです。評価書に対する知事意見でもなければ、1次から4次の質問でもなければ、つまり事業者の側も、県の側も、何らこれを問題にしてないのです。

ところが、オスプレイの今回改訂版を出させていただきましたが、4番の資料の7ページに書いておきましたけれども、日本国内でもオスプレイで芝生が焼けるという事件が起きておりまして、これは事前に焼けるのではないかというので芝を刈っておいたけれども焦がしてしまったという事例が、和歌山県で去年の10月に発生しておりまして、その結論としては、このオスプレイは災害救助には使えないという結論になっているのです。つまり、その下にあるものを焦げさせてしまいますので。

例えば、オスプレイが離発着できるボノム・リシャールというものは、甲板をオスプレイ仕様にして焼けないようにしてあるわけです。普通の空母ですと焼けてしまうということです。

それはヤンバルで低空飛行する。その高熱排気が、もちろん騒音や低周波等の問題もありますけれども、高熱排気があそこの生物にどういう影響を及ぼすのか、これは全く検討していないというのは、私は現に既にヤンバルで飛んでいるわけですけれども、あそこの豊かな自然を守らなければならないということを考えると、決定的なこれは瑕疵ではないかと、アセスもやってなければ、埋立承認審査の過程で全く検討してないと。

これは全部ひっくり返して見ましたけど、どこでも議論されてないということがあります。

もちろん例の上物論ですけど、前回、委員長がおっしゃられたように、本件事業の場合は、埋立事業の飛行場事業は不離一体のものだと考えれば、上物論をとるべきではないと思えば、2号の十分配慮というところで議論できるのではないかと思っております。

○委員長 オスプレイにないとして、CH53ですか、あのヘリについてはやっているのですか。

○委員 やっていませんね。私は検索をかけましたけれども、高熱排気など、そういうキーワードを入れても全く出てこないです。つまりそういう議論は一切なかったと、私が見る限りではなかったと思います。

○委員長 これはアセスの方法、準備、評価、その3つの全てについてないという、そういうご意見ですか。

○委員 私がミスだと思うのは、そもそもオスプレイであれ、なんであれ、V字型の飛行場からどう飛ぶ、その航路はどうかということで、その航路の周辺だけであって、このオスプレイがヤンバルで、例えば高江周辺で訓練するというような話は、このアセスの視野には全く入っていないのです。でも現実には飛ぶわけです。

議論しているのは、最初は台形型の飛行経路だったのが、台形では飛べるはずがないという話で橿円形にしたと。そこで騒音がどうなるのかというレベルであって、このオスプレイが勝手にヤンバルの上を飛ぶというような、そういうことの議論は全くないです。ただ現実には飛んでいるわけで。

○委員長 これは生物との関係でということになるのですか。それとも植物のほう。

○委員 動植物です。

○委員長 動植物ですね。

○委員 植物も焼け焦げてしましますので、特にヘリパット周辺の動植物に関しては決定的な影響が出るだろうということは断言できると思いますけれども。

○委員長 これはヒアリングの対象になり得るのですか。

○委員 ここに書いておきましたけど、なぜこれを検討事項にしなかったのか、チェックしなかったのかというのが審査側の皆さんに対するヒアリングです。

論点メモの11ページに書いておきましたけれども、要するに高熱排気が何も検討されてない。検討されてないのを、なぜそのまま容認したのかということころです。

○委員 委員に確認ですけど、今の高熱排気の問題ですけど、高熱排気が問題になる場面を確認する必要があるかと思いまして。

オスプレイっていわゆる垂直モードと水平がありますよね。

○委員 ヘリモードですね。

○委員 結局、ヘリモードのときに高熱が地面のほうに吹きつけられると。それで、その周辺が焼け焦げてくるという場面を想定してのお話ですか。

○委員 ええ。

○委員 ただ、水平で飛行する場合は。

○委員 飛行モードのときはプロペラは前を向きますけども、ナセルは後ろを向くわけです。

○委員 そうですね。

○委員 ところが離着陸のときは、このままでは具合が悪いですからヘリモードにす

ると。ヘリモードにするとナセルが下を向いてエンジン排気が下に行くと。なので、その影響を減するためにデフレクターというものがついていて、デフレクターで熱をそらすということになっているのですけど、現実的にはそれが機能しないためなのか、焼け焦げる事例が非常に出ていて、離発着をするボノム・リシャールの場合には甲板はオスプレイ仕様にして焼けないようにしていると。

それがヤンバルの生物の場合には、もろに、例えばN 4か何かに離発着するときには当然ヘリモードになりますので、ナセルは下を向いて猛烈なエンジン排気が吹きつける。デフレクターがうまく機能しない場合には生き物がやられてしまうということで。

○委員 今考えている場面というのは、離発着の場面ということになりますね。

○委員 低空ですね。

○委員 低空だから。

○委員 低空飛行です。実際に私の家もよく飛ぶのですけど、いつもヘリモードで飛んでいるのです。ほぼヘリモードです。あれはヘリモードじゃないかと思うんですけど。

だから、高空で飛んでいる場合は音だけで、低周波音の問題ですけど、ヤンバルを高空で飛行訓練をすると、それはヘリパットに限らずヤンバルの生物に影響するのではないかと思います。

○委員 委員、私も質問があるのですが、最初に教えていただいた審査事項のさまざまな項目については、ある文書に掲載されているものがそのままであるというお話をしたが、今の件をそこに該当させるとどの部分になるのですか。

○委員 それは免許禁止基準の4-1-2だと思いますけど、例えばこれであれば1号要件の7、ここには環境基準という言葉が入っていて、これが非常にトリッキーなのですけど、1号要件の環境基準がないものはどう考えたらいいのかなど。

○委員 1号ですか。1号の7。

○委員 1号の7、401ページの7です。

○委員 ここは詳しく説明していただいた部分ですよね。

○委員 これは生物等の環境への影響というところです。

○委員 わかりました。

○委員 大体これではないかと思います。

ただ、オスプレイは供用段階なので2号が適用されるかどうかということでは議論があるのでけれども、2号のほうには十分配慮ということがかかるものですから、環境保全

に十分配慮したかという、十分であるかないかという論争ができるということで、2号で議論できると非常に議論がしやすいのですけど、ただ、供用段階にはそれは適用されないというような上物論の議論があるので、それを考えると4条1号7になるのではないかと思います。

○委員 わかりました。用途から考えられるという記述ですから、そのとおりだと理解できます。

委員長、そういう面も含めて、どうも生物環境的な記述が非常に弱いというのが私の印象なものですから、これからもう少し働くなければいけないと、先ほど委員からお叱りを受けたところです。今の件も含めて少し勉強させてください。

○委員 関連しているかわからないんですけど、昨年11月に19学会がこここの生態系の重要性というものを出していると思うんですけど、お二方の委員、委員も含めてそこに入っている学会があるというわけではないですか。

○委員 入っている学会というのは。

○委員 この声明を出した学会に委員の方が入っている学会があるかどうか。

○委員 入っています。

○委員 委員ですと。

○委員 生態学会。

○委員 生態学会。

○委員 サンゴ礁学会は出しましたでしょうか。

○委員 サンゴは入ってないです。

○委員 出しませんでしたね。ベントス学会は出したかな。

○委員 ベントス自然環境学会。

○委員 はい。あと入っているものはないかもしれません。

○委員 委員は。

○委員 私の学会は土木系でございまして、この19学会の中には入っていません。

○委員 委員は。

○委員 日本海洋学会が入ってなければ、入ってないです。私は今その1つです。

○委員 入ってないです。わかりました。

19の学会がこここの自然環境に、素人的にはすごい、すばらしいところなのだと思いますけど、一般的には学会が一致してこういうものを出すということは、そんなにあることで

はないという理解で、要するにどうなのでしょうか。

○委員 19というのは多いという印象ですけれども、正確かどうかちょっとわからな
いです。

私のかかわっている両方の学会とも自然保護に関する委員会が特別にできておりまして、
そこでの議論の様子はメールの中でいつも見ておりました。

○委員長 今のご質問は、その辺の議論を審査の段階で考慮に入れるべきだったとい
うようなことですか。

○委員 これは事後の要望書なので審査に入れるわけではないんですけど、後ではあり
ますけど、出ているほど自然環境の重要性は、一番最初のころに、個別の話ばかりして生
態系全体をどの程度考えていたのかという視点が欠けているのではないかということに關
して、我々が検証するに当たって、生態系の重要性ということを言うに当たっての一資料
というか重要視していい見解であれば、引くこともあり得る要望ではないかという趣旨で
話しました。

○委員 本件の埋立承認の過程で、こういう環境の保全措置を講じますと言っている
わけです。その環境保全措置の前提になっているものがアセスなわけですから、そのアセ
スが不十分であったのではないかという指摘だと思います。

このアセスが不十分であれば、当然、それをもとにつくられた環境保全措置も不十分で
ある可能性があるという形で、この全体に対しての批判の資料にはなると思います。

○委員長 今、委員にお聞きしたのは、事後であるのは当然承知の上なのですが、
同じような見解がその中のいくつかの例えは学会から明示されていて、そしてそれが最後
に19団体がまとめて出してきたということであれば、やはりその重要性については知り
得るというようなことは言える、あるいは考慮すべきだったというようなことは言えない
かな、ということをちょっと思ったものですから、それでその辺の関連もあるのではないか
かと。

○委員 以前にそういうのを出していたという事実がもしあれば教えていただければ。

○委員 委員、これはアセスの段階でも、いくつか環境に関する学会などから意見は
出ているのですよね。

○委員 学会というか、NGOが中心ですかね。自然保護に携わっている全国レベル
の団体ございますね。NGOといわれる団体ですね。それが、もう少ししっかりとやって
くれないと困るというようなことは何度かありますけれども、学会ということでは、19学

会がそういうのをやったということは私はあまり記憶していませんけれども。

○委員長 ほかにどうでしょうか。ヒアリングの関連等で何か。

○委員 ヒアリングは次回から始まる前提で、ヒアリングのルールなど特に何か決めておく必要があるかどうかということはいかがですか。

○委員長 ヒアリングの時期で、次回やることが決まったんだけれども、それ以前にできるものはないのかという気もしないでもなくて、なかなか現時点では難しいですか。次回は23日でしたか。

○委員 ヒアリングは次回でよろしいのではないかと思いますけど。今のところ特に急ぎで聞いておかないといけないというものは、具体的には出来てないようです。今委員が言ったように、ヒアリングをする場合の、今回はこちらの委員会に来てもらって聞くので、その際にても何かルール的なものが必要なのか。

○委員長 何かお考えがあったら。

○委員 全般的な話からすると、1つは外部環境を整備するというか、来てもらって話をされる方が話しやすいようにということがあります。

具体的には、県の方針として、ここへ来て話をすることについて、要請があつたら出てもらうということになっていますよね。それから、出て話をしても特に何か不利益扱いなど、そういうことはしないというようなことを、ある程度県の方針として出していただければ、我々も、あるいはしゃべるほうも来やすいし、それから問題は守秘義務というんですか、秘密保持をどうするかというので、ここに来て説明してもらったことが議事録に載りますよね。そうすると同じように開示されるわけですよね。そうすると、そのあたりで本人たちが躊躇してしゃべりにくくないのかどうなのかという懸念がちょっとあるのですけど、それを何とかそういう懸念を払拭する方法があるのかないのか。議事録に載せないわけにはいかないでしょうから、そこは限度があるのかもしれません、あとは聞くときの体制をどうするか、委員だけで聞くのかどうするのかなど、これは説明をしてもらった人に対する注意事項としてどういうことをやるのか、ここでしゃべったことについて将来的にはどうせ議事録は開示されるのですけど、しゃべった内容、そして聞かれた事項を当分の間秘密にしておいてもらうように指示というか、依頼をするのかなど、細かいところまで言うとそういうところもルール化しておく必要があるかもしれませんね。

○委員長 最小限、少なくともこの委員会の結論が県のほうに出ていくまでの間は、それが外に出ていくというのは非常におかしな結果になるのではないかと思うのですけど、

その辺についてどうですか。

実を言うと、記者会見等でも中身については触れていません。ここでこういうような話をしましたということはやってますけど、具体的なことは触れていないです。

そういう意味で、ヒアリングの内容が出ていって一人歩きしてしまうと、こういう形でやっていることの意味合いがかなり阻却されてしまうのではないかという気がしているものですから、その辺について事務局のほうは何かお考えがありますか。

○事務局 懸念されることの1つ目は、ここに来てしゃべった人が、出た後にマスコミの取材を受けることがあるわけすけれど、これは事前にしゃべらないでくださいという守秘義務を課して、究極的には本人の良識に委ねることになると思います。

もう1つは、今は予定には入っていませんけど、例えば百条委員会で証人尋問された方、この方は百条委員会での発言と異なる発言をした場合に、偽証罪に問われる可能性がありますので、そういう注意が必要だなということと、あとお願いしたいのは、ここに来る職員は、多分緊張感、萎縮して来ると思いますので、できれば尋問口調のような質問は避けいただきたいというようなことを、秘密が漏れないようにということは極力努力して対応したいと思います。もちろんここで証言、説明したからといって、不利益に取り扱うことはございませんので、それは大丈夫です。

○委員 今の話だと、一応ルールとして守秘義務を課すという業務命令というか指示をすれば、基本的にはあとは本人の良識に任せる感じですね。それはそれでいいのだろうと思われます。

○委員長 これは、そもそも基本的にヒアリングをすることを外の人がわかるということ自体が少しおかしなケースですけどね。例えばヒアリングを受けて出たらマスコミの方につかまって、何を話したか聞かれるというようなことが、そもそもあること自体がおかしいのではないかと思うのですけど。

○事務局 それは取材を受けるなというようなことですか。

○委員長 受けるのもそうんですけど、そもそも彼らはそんなヒアリングを受けていること自体が普通は知らないのではないかという気がするのですけれども。

○事務局 毎日マスコミが廊下に立っていますので。

○委員 そこを徹底するというのであれば、1つは、この委員会あるいは委員長の記者説明でも、個別の名前や所属などは一切伏せるということになりますよね。

その上で、例えばこっちから入ってくるとすぐにわかつてしまうので、どのルートで来

てもらうかということも当然出てくるのですよね。そうやって誰かというのを特定しないようにして、あとは本人にこれは守秘義務がありますよ、外部には話はしないでねという流れになるのでしょうかね。委員も含めてヒアリングの対象者については、秘密にして扱うというところですかね。

○委員長 そういう何らかの工夫は必要だと思うのですけれども。

○委員 こっちに呼ぶときに、どこか別ルートで呼べるのですか。

○事務局 こちらから入れます。

○委員 こっちから入ってもらった方がいいかもしれませんね。こっちからわざわざ入ったら顔も見られますしね。

○委員長 ほかになにかございますか。

○委員 前回、委員長がおっしゃっていたと思うのですけれども、6月の日程を決めさせていただけますと、いろいろ仕事の関係で調整がしやすいものですから、もし可能であればということで。

○委員長 きょうはそれはやろうと考えてきているのですけれども、6月の予定を決めましょうね。

○委員 はい。

(日程調整)

○委員長 これは従来の例で、6月も2回で結構ですか。

○委員 6月中にまとめるということなのでしょうか。

○委員長 そうです。我々の公約ですので。

○委員 3回程度入れても構いませんが。

○委員 2週間に1遍のペースで入れてもいいのではないかという気はしないでもないんですけどね。

○委員長 2週に1遍といいますと。

○委員 今5月21日なので。

○委員 6月の頭と中旬と下旬ですか。

○委員長 という形ですか。

○委員 5月の終わりの週に入れて、少し調べるか。

○委員長 そうすると、今までのよう木曜日でやると、4日、18日、25日か。

○委員 18、25はよろしいですけど、4は何とか避けていただけないかと。

○委員長 そうですか。いいのではないでしょうか。

○委員 私は25は少し差し支えます。

○委員長 その週で入れてものではないでしょうか、適当なところで。まず4日を避けるとしますと、この週で委員はどの辺が。

○委員 4日だけ避けていただければ。

○委員長 例えば3日はどうですか。

○委員 水曜日は講義が入っていますので、この時間帯なら結構です。

○委員長 じゃあこの時間にしますか。3日の3時ですね。

それから。

○委員 15日の週ですかね。

○委員長 大変申しわけないですけど、お手洗いへ行かせてください。5分程度休憩します。

(午後4時56分 休憩)

(午後4時59分 再開)

○委員長 どうですか。先ほどは18は困るということがありました。

○委員 ごめんなさい。1週間違えました。避けられたら避けて。

○委員長 じゃ避けましょうか。もうそろそろ大詰めですから、前、後ろ。

○委員 いずれでも、17でも19でも私は大丈夫です。

○委員 19は避けて、前にしていただけたほうがいいです。

○委員長 では17は。

○委員 結構です。

○委員長 大丈夫ですか。これも3時で、委員は大丈夫ですか、授業は。

○委員 講義が終わってからですので。

○委員長 あと一回ですね。これはスケジュールでいくと、17あたりまでにはラフなものが上がっているということになりますかね。

○委員 そうですね。そうじゃないと。

○委員長 遅くともね。その次は。

○委員 22の週に、24、25、26あたり。

○委員 すみません。24、26は差し支えるのですけど。

○委員長 そうすると、委員は。

○委員 月、火、水なら大丈夫です。

○委員長 月、火、水なら24。

○委員 木、金はちょっと。

○委員長 6月は水曜日にしますか。

○委員 24で結構です。

○委員 24ですか。

○委員 24は裁判ですよね。取り消し訴訟ですけれども。

○委員 24日ですか。

○委員長 いいのではないですか、訴訟代理人が行っちゃうから。

○委員 わかりました。結構です。

○委員長 いいですか。

○委員 24ですね。

○委員長 24の3時で、6月は全部水曜日で。

ちょうど時間ですけど、ほかに何かよろしいですか。事務局から何かござりますか。

○事務局 連絡事項としては、次回は4月23日ですのでよろしくお願ひしますということです。

○委員長 ではあとは●●さんの手配になるのかな。

○委員 ●●さんプラスアルファになるかと。私のほうで質問項目を簡単なものをお渡ししますから。

○委員長 関与した方の担当をされた分野は何かということをお知らせいただくと、そういうことでよろしいですか。

○事務局 はい。

(午後5時6分 閉会)

3. 閉 会